

鳥取県告示第143号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 施行者の名称

岩美町

2 都市計画事業の種類及び名称

岩美都市計画下水道事業 岩美町公共下水道

3 事業施行期間

平成3年2月22日から平成27年3月31日まで

（変更前 平成3年2月22日から平成23年3月31日まで）

4 事業地

（1）収用の部分

変更なし

（2）使用の部分

追加する部分

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富字浄玄及び字宮路並びに大字新井字下高山の各一部

削除する部分

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富字城の谷口、字堤下、字甥子谷及び字坊谷、大字恩志字鎮坂、大字岩井字若宮及び字若宮下並びに大字宇治字下香谷の各一部

変更する部分

鳥取県岩美郡岩美町大字岩本字烏縄手、字穴以後及び字町ノ上、大字牧谷字砂浜及び字市坂、大字浦富字下前田、字下番原、字下町東側、字裏町、字柿ヶ岡、字上前田、字小堤、字加山、字姥ヶ懐及び字大切戸、大字高山字下熊ヶ坪及び字九文田、大字新井字惣座、大字恩志字障子ヶ瀬、大字宇治字畑ヶ下及び字湯ノ道並びに大字岩井字太田、字町田及び字藤ヶ森の各一部